

平成30年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年3月2日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会 （ 開 議 ）	3月2日午前9時9分宣告（第1日）																														
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																														
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																														
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	今 田 良 弘	観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三	都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀
町 長	岩 崎 万 勉																														
副 町 長	中 島 伊 三 郎																														
教 育 長	岡 弘 明																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																														
総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																														
住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																														
福 祉 課 長	今 田 良 弘																														
観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三																														
都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																														
本会議に職務の ため出席した者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">上 田 昌 弘</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>和 田 里 絵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘	主 幹	高 橋 恭 世	書 記	和 田 里 絵																								
議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘																														
主 幹	高 橋 恭 世																														
書 記	和 田 里 絵																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p>																														

町長提出議案
の題目

- | | |
|---------|---|
| 報告第 3号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 4号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 5号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 議案第 1号 | 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について |
| 議案第 2号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4号 | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6号 | 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7号 | 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8号 | 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9号 | 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 10号 | 平成29年度平群町一般会計補正予算(第6号)について |

町長提出議案
の題目

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第11号 | 平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第12号 | 平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第13号 | 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 同意第1号 | 副町長の選任に同意を求めることについて |
| 同意第2号 | 教育長の任命に同意を求めることについて |
| 同意第3号 | 監査委員の選任に同意を求めることについて |
| 同意第4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 同意第5号 | 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 議案第14号 | 平成30年度平群町一般会計予算について |
| 議案第15号 | 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 議案第16号 | 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第17号 | 平成30年度平群町水道事業会計予算について |
| 議案第18号 | 平成30年度平群町下水道事業会計予算について |
| 議案第19号 | 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 議案第20号 | 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 議案第21号 | 平成30年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 議案第22号 | 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |

町長提出議案 の 題 目	議案第23号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会 計予算について
議員提出議案 の 題 目	発議第 1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 4番 森 田 勝 5番 稲 月 敏 子

平成30年第1回(3月)

平群町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年3月2日(金)

午前9時開議

日程第1			会議録署名議員の指名について
日程第2			会期の決定について
日程第3			諸般の報告
日程第4	報告第	1号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	報告第	2号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第6	報告第	3号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第7	報告第	4号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第8	報告第	5号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第9	議案第	1号	平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 の基準等に関する条例の制定について
日程第10	議案第	2号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第11	議案第	3号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について
日程第12	議案第	4号	平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例に ついて
日程第13	議案第	5号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例につい て
日程第14	議案第	6号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について
日程第15	議案第	7号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

			の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第8号		平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第9号		平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第10号		平成29年度平群町一般会計補正予算(第6号)について
日程第19	議案第11号		平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第20	議案第12号		平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第21	議案第13号		平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第22	同意第1号		副町長の選任に同意を求めることについて
日程第23	同意第2号		教育長の任命に同意を求めることについて
日程第24	同意第3号		監査委員の選任に同意を求めることについて
日程第25	同意第4号		固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第26	同意第5号		固定資産評価員の選任に同意を求めることについて
日程第27	諮問第1号		人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
日程第28	議案第14号		平成30年度平群町一般会計予算について
日程第29	議案第15号		平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第30	議案第16号		平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について
日程第31	議案第17号		平成30年度平群町水道事業会計予算について
日程第32	議案第18号		平成30年度平群町下水道事業会計予算について
日程第33	議案第19号		平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第34	議案第20号		平成30年度平群町学校給食費特別会計予算につ

いて

日程第 3 5 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 3 6 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第 3 7 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

平成30年第1回（3月）
平群町議会定例会追加議事日程

（第1号の追加）

追加日程第1 発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

開 会 （午前 9 時 9 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第1回定例会を開会いたします。町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。弥生3月を迎え、朝夕は寒さが残るものの日中の日差しは温かく、山々の木々にも彩りが映し出され、平群の里にもようやく春の訪れが感じられる季節となってまいりました。

本日は、平成30年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私、大変御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、12月定例会から3カ月近くが経過し、この間の町政にかかわる主な出来事や行事などについて、御報告させていただきます。

1月8日には成人式が行われました。式典では多くの御来賓の御臨席を賜り、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆さんに寄せられ、152名の新成人の皆さんが輝かしい門出を迎えられました。これからはそれぞれの分野で精進され、みずから手で未来を切り開いていく立派な社会人となられるように、新成人の皆様の御活躍を祈念申し上げます。

1月13日には、地域の防火・防災活動のリーダーとして活躍いただいております消防団の活動の一環として、消防協会生駒南支部の連合出初め式が挙行されました。新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた雄姿が寒風の中、披露されました。

1月27日には、奈良県の冬のイベントとして定着しております、奈良大立山まつりに、平群町から、へぐり時代祭りの一行約60名が参加されました。県内外より多くの来場者がある中、会場内を本番さながらに練り歩き、会場のステージにおいて、へぐり時代祭りのPRを行ってまいりました。また、県内の市町村が自慢のメニューを持ち寄って開催される「あったかもんグランプリ」や特産品の販売にも参加し、平群の食のPRに努めてまいりました。へぐり時代まつり実行委員会の皆様を初め、各種団体の皆様には、寒い中、御協力を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

今年の冬は、町内においてインフルエンザが流行しました。1月より各学校では学級閉鎖が相次ぎました。現在は落ち着きを取り戻した状況になっていますが、今後とも児童・生徒の皆さんの健康管理の徹底を指導してまいります。

2月24日には、フリーアナウンサーとしてテレビ等で活躍されている伊藤聡子氏を講師としてお招きした公開講演会が、町自治連合会主催で開催されました。現在の平群町の課題である少子高齢化や地域の活性化、とりわけ、人口減少地域における産業振興の先進的な取り組み事例など、多くの示唆に富んだお話で、当日は約200名の方の参加をいただき、大変盛況な講演会となりました。

2月24日・25日には、関西最大級の寅のお祭りとして恒例となった、信貴山寅まつりが開催され、平群町からも各団体が参加しました。会場では、県内外から多数の観光客がお越しになり、信貴山フードフェスや、張り子の虎の絵つけ体験を初め、生駒郡4町と王寺町もそれぞれブースを出展し、地域の特産品の販売、地元PRに努めた2日間でした。

次に、今議会で上程しております、平成30年度予算に関連することについて申し上げます。一つは、小学校再編アクションプランについてでございます。平成30年度の予算においては、平群南小学校の空調設備の設置に向けた実施設計費を計上しております。平成22年10月に策定いたしました町立小学校再編アクションプランは、平群北小学校の存続と残り3校を統合する、いわゆる2校案での再編を決定していました。

その後、さまざまな経過を経て、平成26年4月には、平群東、西小学校を統合して、現在の平群小学校が誕生したところでございます。

しかしながら、平群南小学校の統合の統合については、現在に至るまで事実上の凍結状態になっていることは議員の皆様も御承知のとおりであります。この間、南小学校の保護者の皆様の御意見を踏まえ、町の施策として、子どもたちの教育環境を整備する観点から、既に凍結状態となっているアクションプランについて、公の場において結論を出した上で、今後の南小学校の教育環境の整備を行っていくことが行政の順序であるという判断から、アクションプランのあり方について、教育委員会や総合教育会議等において議論を重ねるとともに、保護者の皆様の意見を聴取するなど、再検討を行ってまいりました。

その結果として、4校を2校とする現在のアクションプランは廃止とすることに決定させていただきました。あわせて、将来の学校再編については、子どもたちにとって、よりよい教育とよりよい教育環境の整備を考え方の基本として、今後の児童数の推移を注視しながら、小学校を取り巻く環境や状況の変化に応じて、再編の必要性が生じた際には、保護者や地域の皆様の意見をお聞きし、検討・協議を行っていくことといたします。このことを踏まえ、町内3小学校をともに同じ教育環境を整備することを念頭に、南小学校の空調設備の設置に向けた予算を計上したところでございます。

次に、先日の全員協議会でも御説明を申し上げました、(仮称)平群町文化センター・図書館建設工事に要する費用を計上いたしております。予算案におきましては、用地買収費に伴う購入差金等の費用については、充当財源が現時点では見当たらないことから一般財源での予算措置となり、その結果、土地売払収入を含め、約4億7,900万円の未確定財源を見込んだ予算となっております。

このことから、平成30年度の町政運営は非常に厳しい状況になることが予想されますが、それだけに全職員が一致団結し、これまで以上に努力をし、力を発揮することにより、この難局を乗り越えていきたいと考えております。もとより、議員の皆様の御協力がなくてはなし得ないことをございますので、これまで以上のお力を賜りたく、お願い申し上げます。

本定例会におきまして上程させていただきました案件は、報告案件が5件、条例の制定案件が1件、条例の改正案件が8件、平成29年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が4件、人事関連の同意案件が5件、諮問案件が1件、平成30年度一般会計並びに各特別会計・事業会計予算案が10件で、合計34件の審議をお願いしております。いずれにおきましても慎重に御審議をいただき、原案どおり可決・同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、4番、森田君、5番、稲月君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月20日までの19日間といたしたいと思っておりますが、異議ございません

か。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの19日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について、御報告を申し上げます。

3月 2日（金） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 3日（土） 休会でございます。

3月 4日（日） 休会でございます。

3月 5日（月） 本会議（新年度予算総括審議） 午前9時より

3月 6日（火） 文教厚生委員会 午前9時より

3月 7日（水） 予算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

3月 8日（木） 予算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）
午前9時より

3月 9日（金） あいてございます。

3月10日（土） 休会でございます。

3月11日（日） 休会でございます。

3月12日（月） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月13日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月14日（水） あいてございます。

3月15日（木） あいてございます。

3月16日（金） あいてございます。

3月17日（土） 休会でございます。

3月18日（日） 休会でございます。

3月19日（月） あいてございます。

3月20日（火） 本会議（最終日） 午後1時からでございます。

以上でございます。

○議 長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（山口昌亮）

2月16日午前10時より、議会運営委員会を開催いたしました。案件については、本日から始まりました、平成30年度第1回定例会の議事運営についてであります。

以上です。

○議長

次に、駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。下中駅周辺整備事業特別委員会委員長。

○駅周辺整備事業特別委員会委員長（下中一郎）

さる2月22日木曜日午前9時より、駅周辺整備事業特別委員会を開催いたしました。案件については、駅周辺整備事業の進捗状況と清算金についてであります。当局より説明をいただき、協議を行いました。

以上です。

○議長

次に、公共交通対策特別委員会の報告を求めます。森田公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員会委員長（森田 勝）

さる2月26日月曜日午前10時から、公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件は、コミュニティバス運行事業の現状報告とルート・ダイヤ改正案についてであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、予備費の執行状況につきまして御報告させていただきます。大きく3点ございます。

まず、昨年12月11日付で、平群北小学校の放送設備の修繕費といたしまして、教育費、小学校費、学校管理費に88万6,000円を充当いたしました。

続いて、本年1月29日付で、総合スポーツセンターの停電に伴う復旧工事及び電気ケーブルの破損箇所調査といたしまして、教育費、保健体育費、保健

体育総務費に226万8,000円を充用いたしました。

また、超過勤務手当不足といたしまして、教育費の学校管理費、社会教育総務費、文化財保護費、そして、観光文化交流館運営費に、計67万1,000円を充用いたしました。以上、合計といたしまして、382万5,000円を予備費から充用させていただいております。なお、平成29年度当初予算額2,025万円に対する執行率は39.9%となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

ここで、議会運営委員会を開催していただくために、暫時、休憩いたします。

(ブー)

休憩(午前9時21分)

再開(午前9時32分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果報告を願います。山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(山口昌亮)

それでは、報告させていただきます。本日付で条例改正の発議が1件提出され、その発議の取り扱いについて協議いたしました。まず、この発議を追加日程として、本日の本会議に上程することに決定いたしました。なお、この追加の分についてはですね、文教委員会に付託することに決定しました。日程につきましても、日程の順序を変更し、日程第10議案第2号の次、日程第11議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての前に、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

委員長の報告のとおり、議事を進行したいと思います。

お諮りいたします。

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、日程第10議案第2号の次に議題としたいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、日程第10 議案第2号の次に議題とすることに決定いたしました。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年12月18日

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年10月22日午後10時30分頃、総合スポーツセンター敷地内にて、台風21号による大雨の影響で土砂崩れが発生し、敷地内の駐車中の相手車に損害を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 24万1,600円

所管課につきましては、総務防災課でございます。

以上でございます。

○議長

続きました

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年12月19日

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月28日午後4時10分頃、平群町梨本59の1先にて除草作業中に後方通過中の相手車に飛石が当たり、損害を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 32万641円

所管課につきましては、都市建設課でございます。

以上でございます。

○議長

続きました

日程第6 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年３月２日報告
平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年１２月２０日
平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成２９年１１月２２日午後３時３０分頃、平群町椿井２４０番１先にて除草作業中に対向車線通過中の相手車に飛び石が当たり、損害を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 １９万６，８８４円

所管課につきましては、都市建設課でございます。

以上でございます。

○議 長

続きますして

日程第７ 報告第４号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第４号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年３月２日報告
平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された

町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月14日

平群町長 岩崎 万 勉

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年12月29日午前10時50分頃、平群町大字福貴1151番1の先の町道に設置してあるグレーチング上を走行したことにより、グレーチングがはね上がり相手車に損害を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 80万9,800円

所管課につきましては、都市建設課でございます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第8 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日報告

平群町長 岩崎 万 勉

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月14日

平群町長 岩崎 万 勉

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年1月19日午後2時頃、平群町久安寺858にて公用車が他車に接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するも

のとする。

損害賠償の額 11万8,600円

所管課につきましては、都市建設課でございます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第9 議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の
基準等に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思
いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定
いたしました。

続きまして

日程第10 議案第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す
る条例について

を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

これは毎年出てる議題だと思うんですけどね。いつから続いているのかということと、それから、あんまり数はない、この分については結構あるんかもわからないので、本来、支給すればいくらぐらいになるのか、その2点。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

特殊勤務手当につきましては、平成17年から平成19年につきましては、今申し上げた分については全部、不支給になっておったんですけども、このような形になりましたのは平成20年度からでございます。

それと、どのぐらいの影響額が出たかということでございますけど、平成30年度の状況で申しますと、不支給になった分につきましては、28年度決算ベースでいきますと140万程度というふうになっております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして

追加日程第1 発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読をいたします。

発議第1号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月2日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

賛成者 稲 月 敏子

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.2」を「100分の7.7」に改める。

第5条中「29,500円」を「26,600円」に改める。

第5条の2第1号中「29,500円」を「19,900円」に改め、同条第2号中「14,750円」を「9,950円」に改め、同条第3号中「22,125円」を「14,925円」に改める。

第6条中「100分の2.7」を「100分の3.33」に改める。

第7条の2中「8,500円」を「11,200円」に改める。

第7条の3第1号中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,250円」を「4,150円」に改め、同条3号中「6,375円」を「6,225円」を改める。

第8条中「100分の3.25」を「100分の3.45」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「19,400円」に改める。

第9条の3を次のように改める。

第9条の3を削除

第23条第1号ア中「2,650円」を「18,620円」に改め、同号イ

(1) 中「20,650円」を「13,930円」に改め、同号イ(2)中「10,325円」を「6,965円」に改め、同号イ(3)中「15,488円」を「10,448円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「7,840円」に改め、同号エ(1)中「5,950円」を「5,810円」に改め、同号エ(2)中「2,957円」を「2,905円」に改め、同号エ(3)中「4,463円」を「4,358円」に改め、同号オ中「6,300円」を「13,580円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「14,750円」を「13,300円」に改め、同号イ(1)中「14,750円」を「9,950円」に改め、同号イ(2)中「7,375円」を「4,975円」に改め、同号イ(3)中「11,063円」を「7,463円」に改め、同号ウ中「4,250円」を「5,600円」に改め、同号エ(1)中「4,250円」を「4,150円」に改め、同号エ(2)中「2,125円」を「2,075円」に改め、同号エ(3)中「3,188円」を「3,113円」に改め、同号オ中「4,500円」を「9,700円」に改め、同号カを削り、同条第3号ア中「5,900円」を「5,320円」に改め、同号イ(1)中「5,900円」を「3,980円」に改め、同号イ(2)中「2,950円」を「1,990円」に改め、同号イ(3)中「4,425円」を「2,985円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「2,240円」に改め、同号エ(1)中「1,700円」を「1,660円」に改め、同号エ(2)中「850円」を「830円」に改め、同号エ(3)中「1,275円」を「1,245円」に改め、同号オ中「1,800円」を「3,880円」に改め、同号カを削る。

附則

施行期日

1 この条例は平成30年4月1日から施行する。

適用区分

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議 長

提案者の提案理由説明を求めます。山口君。

○7 番

末尾に提案理由を書いているのですけれども、御存じのように、昨年、平群町の国民健康保険税については非常に大きな値上げ、実質1.6倍。ただ、会計で出てくるお金については、そこまで上がっていません。それは加入者が、こ

こ3年で1,000人近く減ったというような状況にもあらわれているわけですが、そういう中で、新年度から新たな制度になります。これについては皆様、御存じのように、都道府県が中心になった国保運営になると。

町としては平成35年度まで、30年度から6年間ですね。6年間については平群町のほうで税の料率については決めてですね、もちろん、議会の議決を経て決めるわけですが、36年度からは、もう県のほうが決めて、県議会を経てということになります。決めた税率で、奈良県のどこに住んでいても同じ所得、同じ加入者ならですね、同じ金額になるということで決めているわけですね。そんな中で、奈良県のほうが今年1月に、各市町村から県に払う国保税、国保の納付金ということになるわけですが、その納付金額が決定された。

その中で、平成36年度になれば、どのようになるかということについても県のほうが示しました。それを見るとですね、平成30年度、新年度について平群町には、県が言っているのは、6億1,459万7,767円の納付金が必要だと。そのための税率も保険料率も示されているわけです。本来なら、その数字でやれば一番いいんですが、これはまた議論の中で出てくるかも知れませんが、なかなか平群町の場合、先ほど言いましたように、加入者が相当なスピードで減ってる。

その理由についてはここでは述べませんが、減っているということで、そういうこともちょっと斟酌すると、最終的に県が統一税率として、平群町のほうで料率を決められなくなった場合の料率、「平成36年度には県としてはこうするんですよ」という料率を今回、改正案として、そのまま出させていただきました。

それというのもですね、さっき局長のほうから、議案を読んでいただくとわかんと思いますが、相当上がる分があるんですね。私がこれまで出した修正案とか発議では、上がる分というのは、全てにおいて1回もなかったと思うんです。しかし今回、県が出した、この36年度に奈良県全体でかかる料率をもってしてもですね、平群町の場合はほとんどの方が今よりも若干安くなる。

そういうこともありまして、今回、もう36年度にはそうなるわけですから、今から平群町も、今年度あまりにも高すぎるので、少しでも引き下げる必要があるということで。それと、新しい制度になって、またどういうふうに動くか、もちろん、これからいろんな動きがありますからわかりませんが、他市町村でも様子見というところが多いんです。

平群町の場合、様子見で、今の税率でいいではないかということになると、あまりにも、先ほど言いましたように、県の標準税率よりも非常に高いという

こと。全体で言えば1億円近く高くなっていますんでね。あまりにも高いということなんで、やっぱり、若干下げる必要がある。そういう意味で、県の36年度の統一料率に合わせて一度やって、そして、1年間見てですね、来年また、よそもいろいろと動きがあると思いますけれども、そういうことが大事じゃないかと。そういうことから、今回の発議をさせていただきました。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第11 議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第12 議案第4号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第13 議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第5号 提案理由説明

○議長

山口君。

○7番

この議案に対してはですね、修正案を提出したいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○議長

はい。それでは、10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時40分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

議案第5号に対しては、山口君ほか2名より、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。この動議は、所定の発議者がありますので成立いたしました。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。山口君。

○7番

提案説明にも書いていますが、今回、先ほど、町から出された介護保険条例の一部改正については、3年に1回、第7期の計画に基づいて保険料を改定するという出されました。その中で、第6期で余ったというか、基金に積み立てられた分のうちですね、1億5,000万円を取り崩して、6期に比

べれば若干差があるという内容でした。

私は今回、先ほどの説明にはありませんでしたけれども、第6期で余り、基金に積み上がったお金というのは、町の介護の策定委員会ですね、第7期の計画の策定委員会に出された資料では、3億2,300万円あるんですね。その金額のうち1億5,000万円というのは半分にも満たない。同時にですね、なぜ3億2,300万円も基金が余るのか。

1年間の保険料で平群町の1号被保険者が納めるお金っていうのは、4億ちょっとなんです。その1年分の大半が余るといような第6期の計画そのものに、やっぱり、問題があった。もちろん、予定してつくるわけですから、「それが間違っただから、けしからん」と言うつもりはありませんが、当然、それだけ余ったお金というのは、加入者の1号被保険者が払わされ過ぎたということに結果としてなるわけです。

その分の大半をですね、基本的には、もう既に亡くなって、返してもらいたくても返してもらえない人もいらっしゃるんですけども、少なくとも3年に1回見直しするということになっているわけですから、その中ではそれを返していく、還元していく、これが基本だというふうに思うんですね。

平群町の場合も、第4期から5期、第5期から6期、この間にですね、新たな計画を立てるときに、この間、何回か基金が残りました。大体1億3,000万程度の基金が残る。その中でもですね、一応、計画的には、5,000万の基金だけを置いて、あとは全部取り崩して次の計画の保険料に充当する。こういうことをされてきたわけです。

ちなみに、隣の斑鳩町では、平群町は5,000万でしたけれども、斑鳩町ではこの間ずっと3,000万を残して、それ以外は全部充当する。ちなみに、今議会、斑鳩で提出されている議案ではですね、2億3,040万余ったので、2億3,400万か、2億400万を取り崩して第7期の保険料に充当する、こういうふうにされているわけです。

平群町の場合はなぜかですね、もちろん、策定委員会の議論もありましたけれども、「第8期・第9期になったら、もっと金が高くなるかわからんから、だから今から取るんだ」みたいな話ではね、それはあまりにもね、今払っている人に対してあまりにも失礼ではないか。ここを読んでいただければわかると思いますが、そういうこともあってですね、せめて、3億2,500万円以上あるわけですから、2億5,000万は最低でも取り崩せるだろうと。それを取り崩した税率にすれば、大きく変わるということになると思いますので、やっぱりね、6期は5期に比べて17%以上上がった。これはやっぱりね、取り過ぎということになったわけですから、その分を返す。そういう意味で、今回の

修正案を出させていただきました。

以上です。

○議 長

これより本案と修正案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案と修正案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案と修正案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案と修正案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第14 議案第6号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

全般的に、基準を緩和するような話になってるみたいなんけども、これで変わることによって、例えば、今まで少人数でやっていたのを人数をふやすとか、そういう問題が起きないのかどうかということと、それと平群町で、これが変わることによって、今までできんかったけど、これからは参入できるというようなそういうことっていうのも、このことで変わるようなことはあるんですか。その点はどうでしょう。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

まず、共生型サービスの創設というのがされました。この共生型サービスというのは、介護と障がい福祉の両方で、事業所が今まで以上に簡単にできるというものです。例えば、平群町で言えば、障がいの生活介護をやっておられる「大空の家」。ここが通所介護をしようと思ったらできるということになってきます。

それは事業者の判断によるわけですが、障がいサービスと介護のサービス。要は、今、障がいのサービスを受けておられる方が、65になったら介護のサービスに移行すると。それが障がいを持っておられる方も、そのままスムーズにですね、同じ施設で介護も受けられるようにという、これは国の狙いとしてできております。ちなみに、定員18人以下の地域密着型の通所介護でしたら、平群町の指定になってまいります。もし、そういった申請が出てきたら、町のほうで対応するということになります。

それと、介護医療院の創設ということを先ほど申し上げました。これは今まで、介護療養型医療施設、この近辺で言いますと、郡山の厚生会病院がそれをやっているんですけども、国は6年後に廃止ということなんです。今度、それを見据えて介護医療院の創設ということをしております。

これは何がどう違うかと言いますと、今までは医療と介護のニーズということで、これもやっていたんですけども、医学的に、医学管理が必要な重度の介護者を療養型の施設で診ていた。今度、そこに、みとりターミナルの機能、それから、生活機能を兼ね備えた施設として、それをやっていくということになっております。これは広域ですので県指定となるけども、そういったところがございます。

あとは、緩和されているというのは、要は、平群町ではその緩和によって影響を受けるところはないように考えております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第7号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第8号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第8号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第17 議案第9号 平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

わかるんですけどね、具体的にね、要するに、平群町に住んでるのに国民健康保険が、例えば、県外やったら大阪市とかになってる人がいるということでしょう。その人たちが、これまでだったら平群町に住んでるんで奈良県広域、後期高齢者の広域連合に入ると。

それが4月からは、平群に住んでて大阪市の国保に入っている人は、そのまま大阪府の広域連合に入る、そういうことですよ。そういうことなんですけど、そんな事例というのは一体どういう事例が、具体的にどういうのがあるのか。その説明を聞かないと全然わからん。何なのこれは、という。

ほんで、それと同時に、そうすることでメリットというのは一体何なのか。「別にどこに入ってたってええんちゃうの」というふうに思うんですけど、その点も含めて、その2点。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまのご質問でございますが、住所地特例という制度についてですね、国民健康保険の場合であればですね、市町村ごと、今は保険者でございますので、他市町村に行かれたら施設とかに入られて、住民票を持っていかはります。

ということは、住民票を持っていかはるとこの医療費が高くなるということになりますので、特例として、前住所地の国民健康保険なりの負担となるということがございます。

ただ、今現在、平群町でもですね、国民健康保険に加入されとって、他県のほうに特例になっている方は1人だけでございます。ほとんどないかと思われるんですけども、国保に限ってはお1人ということだけしかわからない状態です。

それと、後期高齢者になればですね、保険者が県になりますので、県内の中で動いてもですね、影響はないということでございます。ただ、まず、そうないと言ったらちょっと語弊があると思うんですけども、というのは、療養給付費負担金ですね、平群町でも12分の1の負担をしています。ということであれば、この特例というのが、法律ですので私はどうしても変えられないんですけども、「ちょっとおかしいな」というところも私は思っているところでございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第9号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正する条例について

は原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第10号 平成29年度平群町一般会計補正予算(第6号)
について

を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

17ページですが、今、御説明がございましたが、小学校費で大規模改造事業費で今年度、国庫補助採択に伴って実施をしていただけることになりました。北小学校のエアコン設備工事費予算措置をされております。私も何回も質問させていただき、他の議員も、多くの議員がこのエアコン設置につきましては「計画的に」という感じで質問をしてまいりましたが、やっとなんか実現することになり、大変喜んでおりますが、これは少し中身に入ります。確認ですが、特別教室を含めて全ての教室なのか、具体的な内容と、また、実施のスケジュールについてお尋ねします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

北小エアコン設置でございますが、まずは、設置する教室でございます。今回、教室数につきましては20教室ということで絞り込んでおります。普通学級教室がですね、12教室、そして、特別支援教室が2教室、そして、特別教室、その他ということで6教室、合計20教室になっております。全ての教室にエアコンを設置するというのはいちばんいいんですけども、予算の問題もございまして、学校と相談する中で、使用頻度でありますとか、そういう部分で優先順位をつけて、20教室に絞り込んで設計をさせていただいております。

そして、スケジュールでございますけれども、まずは本議会で補正予算を議決いただきました後、3月中にですね、その施工管理でありますとか、工事発注の準備を行いまして、そして、4月の頭にですね、業者の選定委員会を開いていただきまして、業者の選定を行います。そして、その後、入札とか質疑応

答を経まして、5月中ごろには開札という流れになろうかと思えます。

その中で、施工管理の業務の契約を行いまして、そして、工事請負契約の仮契約を行います。そして、6月議会の初日におきまして、工事請負契約の議案の上程をさせていただき、議決をいただきまして本契約という流れになります。そして、6月から準備を始めましてですね、夏休みを中心に本工事の実施を行いまして、8月末までに完了を迎えまして、9月、2学期から供用開始を目指していきたいと考えているところでございます。

○議 長

窪君。

○10 番

ありがとうございます。まず20教室ということですが、優先順位をつけられ、全ての教室につけたらいいことはわかりますが、優先順位をとということですが、では、未設置の部分というのは、どういうところがあるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

北小学校につきましては、全ての教室、小さい教室も含めまして40教室あるわけです。40教室のうちに、少人数教室でありますとか、多目的室、児童会室、放送室等があるんですけれども、そのようなところは使用頻度が低いということで、使用頻度が高いところを絞って20教室ということで考えております。また今後ですね、児童数の推移が変わりまして増加ということになりましたら、また教室を使用する数もふえてくると思いますけれども、そのときにはまた追加でですね、工事をさせていただきたいと思っておるんですけれども、今回、電気式でエアコンを設置させていただきましますので、その追加することにおきましても、後での追加はスムーズに設置ができるということで確認をしております。

○議 長

窪君。

○10 番

ということは、全てのクラスの普通教室に全部つくという捉え方でよろしいんでしょうかね。

それから、次に、冒頭、岩崎町長のほうから、小学校再編成のアクションプランにつきまして、南小学校のことも述べられましたが、南小統合は今まで凍結しておりまして、今回、4校から2校のアクションプラン廃止ということで

明言をしていただいて、「3小ともに同じ教育環境に」と明確な御説明がございましたことは大変評価をしたいと思えます。新年度の予算には、南小のエアコンの実施計画の費用も計上されて、今後、審議をしてまいります。これで南小もエアコンの設置という方向に向くのではないかと評価をしているんですが、では、中学校ですね、中学校はそのまま3小学校とともに中学校も今後、計画をされていく方向でお考えなのではないでしょうか。お尋ねします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

まず、中学校ですけれども、教育委員会といたしましては、3小学校を同じ教育環境のもとで学習をしていただけるように考えておるといことで、今、小学校を優先に設置の方向で考えておりますが、今後、中学校という課題が出てくると思えます。

中学校につきましても、教育委員会の思いとしましては、小学校が全ての学校に設置しましたら、次は中学校ということ、その時期につきましてもは引き続き、中学校に設置できるかというのは、まだ未定でございますけれども、思いとしては中学校も設置していかなければならないという思いは持っております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

大変、費用がかかるものですが、今回も国庫の補助採択を受けておりますが、近隣、県下の自治体を見ましても、やはり、熱中症対策で小中学校への交付を申請されて、補助が採択されているところが多いですので、中学校も、本当に体力的にも運動量もふえますので、今後、計画的にしっかりと取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思えます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○4番

今のですね、人件費のことですけれども、調整されてということなんですけれども、退職をされた方もいらっしゃるということなんですけれども、これについては、この間の第5次のときには、「新規採用をしない」ということを言われているんですけれども、その辺の関係との整合性をどのように取ればいいのかという

ことが一つ。

それとですね、冒頭ですね、副町長から、予備費の流用で、教育委員会ですかね、超勤手当のことがあったんですけど、今回も教育委員会で超勤手当が増額になっておるんですけど、何か要因があるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

ちょっと人件費の全体的な調整ということで補正予算のほうを御説明申し上げて、その中で退職ということも御説明申し上げました。実際、年末でございますが、退職職員2名退職したということでございます。その部分の人件費の調整も今回させていただきます。

御質問の行革との絡みでございますが、当然、この年度途中の退職者については行革の中で、いわゆる人数としては見込んでおらないところでございます。3年間の採用凍結ということでございますので、当初見てなかった2名分が発生したということでございますが、基本的に3年間の採用凍結につきましては、その方針で当面はやっていきたいというふうに考えておりますので、この2名分につきましては、一定、業務の改善を図る中で、業務上、吸収をしていけたらなど。また、場合によっては、臨職等を雇用しながら事務調整を図っていくというふうな方針でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えさせていただきます。

超勤の関係の何か理由があったのかという御質問でございますが、教育委員会全体で言いますと、本当に超勤部分が膨れ上がっております。大きな理由といたしましては、4月の15日から開催させていただきました県立美術館の「書の源流企画展」、連携展示「へぐり」が7月の23日までございました。その職員が対応した部分があります。

そしてまた、47年に一度回ってきます国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が市町村で開催され、平群町でも開催したわけなんですけれども、従来の決まった職員定数の中で、プラス大きなイベント業務が入ってきましたので、教育委員会としましては、チーム全体で、チーム教育委員会という形で応援をしながら成功に導けるように取り組んでまいったところでございます。

そしてまた、もう一つの大きな理由と言いますのは、国の会計検査が29年

度、2回入りました。それも、それに対応する部分での超勤も一つの大きな要因かなと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今、大浦課長からですね、新規は、退職者の2名については新しくもう雇用しないということなんですね。それで、今までその人間でできたという考え方もできるわけじゃないですか。逆に言えば、今まで甘かったということじゃないですか。考え方を換えればですよ。私は2名分、どこの部門かちょっとわかりませんが、現在の職員、今の方に負担がかかるんじゃないかというふうに思います。これは意見だけ申し上げておきます。

そんなことであればですね、「今まで何をしとったんや。それでできるんやったら、今までやらんかいな」という住民から声も上がる可能性も、私はあるように思います。

それとですね、教育委員会の人件費ですね。今、政府も働き方改革でですね、いろいろ残業を減らすとか時間を減らすとか言うておりますので、問題が起らないようにやっていただきたいと思います。お願いいたします。ちょっと、すみません。

○議 長

はい、森田君。

○4 番

それと、繰越明許費のことなんですけども、本予算に上がっていたもので今回、繰越明許になっている若井火葬場の撤去事業、金額は340万で、これは工事だと思うんですけども、工事がなぜこれは執行されないのか。もう12カ月たっているんですけども、その辺はどうなっているのか。工事なんか発注すればすぐできるんじゃないかなと思うんですけど。一般的に言うと、工事を延ばすと職員の仕事もふえると思うんですよ。その辺のこと、わかりましたら。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

この若井火葬場の撤去の工事に関係しましてですが、若井火葬場は光明寺というお寺さんの土地に、町で火葬場を設置して利用させていただいてきたわけですが、同和対策事業で、若井大字内に共同浴場、町の風呂もありまして、そこにもまだ光明寺名義の土地があることがちょっとわかりまして、そのこと

もちょっと整理が必要なんです、それと整理しながら工事のほうも実施しなければならぬんですが、そのことも含めまして、ちょっと遅れているという状況でございます。

○議長

森田君。

○4番

何か意味がわかりませんが、その火葬場の中に、お寺の土地があるということなんですかね。契約書があるのですか。町が使わせていただいているわけなんですけども、覚書やそういうエビデンスがあるんでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

登記簿で、若井の火葬場のところは、光明寺さんのお寺さんの土地で、その昔に同和対策事業で地区内の方の町営火葬場ということもありまして、ちょっと詳しく内容は、ちょっと今はまだ昔の書類とか整理をしているところですが、そういう関係で設置された火葬場でございます。

それでもう、町営の火葬場が新しくできましたんで、利用がないということで予算計上させていただいて、予算をつけていただいています、先ほども言いましたように、まだ地区内で、昔、光明寺さんのお寺さんの墓地があったところに、町営のお風呂を設置して、その辺の土地の整理もちょっとまだできていないことが判明しまして、そのことも含めて、当然、火葬場も撤去して早くお寺さんに返さなあかんもんですが、その辺の整理もちょっとあることがわかりましたんで、ちょっとその辺の整理を今しているところでございます。

○議長

森田君。

○4番

言っていることがわかりませんね。墓地は町のもので、火葬場がお寺のものというふうに理解していいんですかね。それはどれぐらい、今、町が火葬場としてお使いになってたんでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。さっき言いました、若井のお風呂のところにあった光明寺さんの墓地。

「関係ないやん」の声あり

○住民生活課長

ええ。関係ないのですが、その墓地がまだ、底地が光明寺さんに残っているのに、町の道になったり、公園になったり、お風呂で使うてますので、その辺の整理も含めまして今。

「手上げて言え」の声あり

○議 長

静かに、静かに。

○住民生活課長

その辺を含めてやっていますんで、遅なっているということでございます。この若井の火葬場の利用状況につきましては、町営の火葬場、櫛原にできたところができるまで、地区内の方が年に何回か御利用されていたということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いろいろ難しい問題はあると思うんですけどね、悪意の占有でも権利主張できません、民間であれば、使っておればですね。そういうことも念頭に置いてですね、きっちり早くですね、お寺さんもそんなことを使っているものを町が使っても、何も問題、一般的に住民の方に、若井地区の方に貢献していたわけですから、私は何も言われたいんじゃないかなと思いますので、きっちり早くやっていただくようお願いしておきます。

○議 長

山口君。

○7 番

おかしいんちゃう。墓と風呂なんて関係ないやんか。光明寺の土地って、光明寺そのものは誰のもの。檀家やろ。檀家は誰よ。私もですけど。基本的に若井の人全員でしょう。何でそれでもめることになんの。だって、光明寺が「あかん」言っているから、今の話やったら壊されへんわけでしょう。寺が「あかん」と言っているから、寺が「あかん」ということは、若井大字の人が全部「あかん」と言っているわけか。何で予算にのることになった。28年、29年度に。

そういう合意ができたからのることになったんちゃうの。そういう説明やっただでしょうか。わざわざやね、新規事業として28年、29年度の予算審議のときに別枠で計上してたやん。何でいまだに、今のなんか理由になってへんよ。ちゃんと文書で理由を出してくれ。そんなもん説明でけへんやないか。はっきりとわかるように、何がもめているんですか。ほんで、風呂の土地のところに光明寺の土地があって、それは道がどうのこうのって、どういうこと。それが道とちゃうのか。要するに、もう説明ええて、もう中村課長の説明なんぼ聞いたってわかりません。町長、なぜこの1年間できなかつたのか、経過も含めて議会に提出してください。

要するに、議会に報告できないような流れになっているということですか。報告できないということですか。今の中村課長の説明を聞いて、町長も副町長もわかりましたか。一般の普通の人聞いてわかると思いますか。町が29年度の当初予算にのせました。それも新規事業としてのせました。当然、地元からそういう要望もあってやるということになったんでしょう。

それが1年間できなかつた、その理由が底地が寺の土地、そんなのやる前からわかっているでしょうが。そんなこと理由にならんでしょう。そんな理由でなんぼ同じ答弁をしたってあかんよ。副町長もそろそろ帰るんやから、帰る前に最後、文書を置いていってくださいよ。

そうでないとおかしいでしょう。議会ばかにしているんですか。

○議長

馬本議員。

○12番

ちょっと山口君ね、副長はもう帰るからええやないかって。そういう、副長、今まで3年間、平群町のために、ちょっと待つて。平群町のためにね、これはちゃんと本会議場やからな。平群町のために一生懸命やっていただいた方に対して、私はその言葉遣いは失礼やと思う。私はそういうふうには思っておりました。

この件については、もちろん、議長も私も山口君も一定のことは御認識されていると思います。この話ももう昔からの話でございまして、いろいろの問題あるでしょう。私も檀家でございまして、議長も檀家さん。ただ、この件については執行されていないというのについては、いろいろと問題はらんで、担当課長が逐次並びに主幹が一生懸命、それに向けて解決をしていただくように、努力していただていることには、私は敬意を表したい。

しかし、繰越明許も今度、補正予算にのっている、このことについても敬意を示したい、表したい。だから、1日も早くこの予算が執行されるように、私

はお願いをしたい、という要望をここで言っていきます。よろしくお願ひします。

○議 長

回答はいいんですか。

「副町長に回答して」の声あり

○議 長

副町長。

○副町長

山口議員のほうから御質問ございました、火葬場の件でございます。この件につきましては、中村課長のほうから一定の説明ございました土地の問題、底地のことでございます。そして、また、墓地の管理の面につきましても、地元の方と現段階で協議させていただいている面がございます。その協議を踏まえさせていただいた上での火葬場の撤去ということで、今、話を進めてさせるところですので、一定、その経緯を踏まえてですね、御理解賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

山口君。

○7 番

これ以上言いませんけどね、せやけど、1年間もね、事前にそなん終わって話を、要するに、始めようと思ったらいろいろあったというような話になるじゃないですか。一体そこに何があんねんって。不自然でしょう。もっと、本来、行政としてはですね、情報公開でも何でもみんなに、もちろん、微妙な話というのはいろんな事例の中であるのはわかります。

でも、今回の、別に、あれ撤去するだけに何がそんなややこしい話があるのか、理解がまずできないから、文書はええとして、この1年の経過をどっかできちっと説明してください。本来なら担当の住民生活課のほうからですね、この間の話し合いとか、交渉じゃないんやから、「なぜこうなったか」という経緯ぐらいはね、私は、やっぱり、議会にはきちっと出すべきだと思いますよ。

議会の、要するに、同意を得て執行せなあかん、1年、今、馬本議員の話やったら、これからも努力するということで頑張られるんでしょうけども、なぜそんなことになんのかというのは、今後のためにもある程度検証する必要があると思うんで、確約せえとは言いませんけども、そのことは念頭に置いておいてください。

○議 長

答弁はいいですか。

○7 番

いいです。

○議 長

質疑の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休憩 (午前11時56分)

再開 (午後1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

はい、質疑を続けます。植田君。

○6 番

1点ちょっとお聞きしたいんですが。先ほどの説明の中で、12号議案とも関係するんですけども、15ページのし尿処理のところで、緑ヶ丘のコミプラとの接続が未接続だということで減額になるというような説明があったんですけども、大きな団地の中でコミプラの接続をずっと計画的にされてきて、多分、緑ヶ丘の最後のほうで、緑ヶ丘は何カ所かあるので、年次計画をもって接続していくというふうなことでやっていたと思うんですね。

ただこの間、接続は予定どおりいかなくって、今年度、2カ所、一遍にやると言っていたのかな。そういうふうな、確か、予算のときの説明があったと思うんですけども。今回また、未接続で予算を見送るという形になっているんですが、一体どういう状況になっているのか。2カ所接続するって、2カ所ともだめになったのか、それとも、1カ所はできるけど2カ所ができないような状況になっているのか。そこら辺の、すいませんが、状況がわかれば、わかる方、わかるところで説明をしていただけたらいいんですけども、その辺の説明をお願いできますか。見通しも含めてお願いします。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

この補正の項目と直接関係あることなのか不確かなんですが。緑ヶ丘は2カ

所、この下水特会の補正の議案の中で詳しくちょっと御説明するつもりだったんですが。2カ所、浄化槽を接続するというのを29年度、予定しておりましたが、これにつきましては不明水、雨水の侵入水がなかなか改善されないということで、接続を断念しました。

30年度に改めて予定して接続をするつもりをしております。この2カ所と言いますのは、緑ヶ丘地域で、2カ所で400軒ほどの家が張りついていたんですが、その分の接続が29年度にできなかったと。30年度に、引き続き、接続について努力するつもりです。

今現在ですね、緑ヶ丘地域は5カ所の浄化槽があったんですが、1カ所だけ接続が完了しております。残り4カ所についてですね、30年度以降、順次、接続するように、不明水対策をやっていき、できるだけ早い時期に接続したいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

ありがとうございます。まだ、不明水の原因というのが特定はされていないという、そういう認識でいいのかどうか。これは5カ所のうち1カ所が接続されたのは知っているんですけども、今回、不明水の関係でできなかったという2カ所を除いて、ほかの残りの2カ所ですかね。それも、そこから、先接続するとかってということも含めては考えてあるの。そこも含めて不明水の関係があるっていうふうなところまで持ってはるのか、そこら辺はどうなのか。できたら、できるだけ早く速やかに接続していくということが必要なのかなというふうに思っているんで、そこら辺はどのように見ておられるんでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、不明水の原因に対する調査についてはですね、これまでカメラ調査等も行っております。特に傷みの激しい緊急度の高いところについてはですね、修繕工事も実施してきております。ただし、この住宅地造成はかなり古い年次でございますので、全体的にかなり傷んでいるというのと、それと、それぞれの宅地の中からも、誤接合ではないんですが、宅地内の排水管の傷み等もありますので、そういったところからも侵入水があるというふうに調査しております。

今回、29年度で見送った地域以外の地域についてはですね、それぞれ今回見送った地域の上流部分になりますので、上流部分を先に接続するということ

が物理的に無理ですので、29年度で見送った地域を、まずは接続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

何点か質問します。一つは、繰越明許で、文化センター・図書館建設事業ということで、1,620万。もともと当初予算で9,000万組んで、それで、今年度、測量設計ということでした。これは、その余った分ということですか。来年度に繰り越すという、その辺もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの文化センターの繰越明許費の御質問でございます。文化センターにつきましては、29年度、基本設計と実施設計業務をやっております。基本設計・実施設計業務の請負額が約6,800万円でございます。それで、当初は年度内にできるだけ設計を終えたいということで考えておりましたけども、基本設計に当たりまして、できる限り利用者の皆様の御意見・御要望を反映させるということで、29年の夏にワークショップを開催いたしました。

その中で、利用者の方々からいろんな意見ですね、例えば、「オープンテラスがあればいい」とか「親子観覧席がほしい」とか、「防音室」でありますとか、「気軽に立ち寄れるコーナーが欲しい」とか、そういうようなたくさんの御要望をいただきましてですね、できる限りそれを設計に反映させるということで、その件で、基本設計の検討に時間を要しました。約2カ月程度、時間を要したということで、29年度の設計業務が約2カ月程度遅れるということで、繰越明許費を設定したと、そういうことでございます。

○議長

山口君。

○7番

ということはまだ、実施設計は終わっていないと。まだ続いている段階で、この分が、要するに、支払で残るということ、そういうですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今やっている設計業務につきましては、3月末時点で、ほぼ図面関係の作図

は終わるんですけども、あとは積算業務、それと、発注に向けての申請業務が残ってまいりますので、その分について繰越明許費を設定したと、こういうことでございます。

○議長

山口君。

○7番

わかりました。それからですね、もう1点、道路橋梁費で9,364万円。これについても当初予算でいくらあったかはちょっと今、資料もないんですが、これだけの金額が繰り延べになるというのは、今年度、もともとそういう予定で進めていたのか、業務が多過ぎてできなかったのか、その辺を少し詳しく説明していただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

繰越明許費の内訳です。こちらのほうにつきましては、明許費の中の主な大半のものが、西線の暫定道路事業費ということで繰り越しております。こちらのほうが約7,500万程度あります。当初予算、12月補正の予算を含めさせていただきまして、あと、もともと当初予定しておりました西久安寺の待避所整備工事というものがあって800万程度、平群駅前線にかかる補償事業費が、これは駅前線の建物補償と言いますか、拡幅事業に伴う補償費用、こちらのほうが、もともとの当初予算から計上していた分が、ちょっとまだ遅れているということです。

あと、もう1件、当初から、竜田川のまほろば遊歩道の整備計画、今、見直しをやっておりますが、そちらのほうの委託業務の成果品の仕上がりももう少しかかるということで、繰越明許をしております。

もう1件ですけれども、新たにこれは、もともと当初予算には出しておりませんでしたけれども、椿井のゆめさとこども園前の歩道の延長工事、こちらのほうを今回の現予算の中で捻出させていただいて、早急に着手できるように繰り越しということで対処させていただいているところでございます。合計で9,364万ということです。

○議長

山口君。

○7番

今のゆめさとの歩道というのは、168の接道部分の歩道が切れている部分をつなぐという、そういうことですね。はい。

それからですね、全体的なことではちょっと聞きますけども。今回のその補正でね、不用額を上げていると。私の記憶間違いかどうかはわかりませんが、大体基本的には最後の決算で出すということが多い、はっきりしたからということもあるんでしょうけども、これは何か意味合いがあるのかどうか。

うがった見方をすればですね、歳出に対して歳入が足らん場合、当然、基金を取り崩すと。その基金ももう今は1億6,000万ぐらいになっているんで、補正の中ではできるだけそういうことをしたくないということで、はっきりした部分だけ不用額で落としたのかなというふうに思ったのですが、その見方でいいのかどうか。

それともう1点は、先日の全員協議会で、今年度の収支予測としてですね、実質単年度収支については、6,900万円の赤字という資料が出されてきました。それはこの補正をももちろん入ってその後の数字ということなのかどうか。その点の2点、お答えいただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、不用額の部分でございます。今回、補正を組ませていただくに当たりまして、当然、減額補正分につきましては、特に人件費等々ほぼ確定しておるものにつきましては、予算のフレームを正していくという部分も含めまして減額をしていくということが、まずございました。それと後、後段の部分でございますが、議員がお述べのように、不足分について、なるべく今の既存財源の中で、補正財源が確保できないかというふうな努力も含めてという部分で、減額補正を上げたところでございます。

おっしゃったとおり、基金も枯渇状況にある中で、補正のたびに基金を取り崩すというののもいかなもんかなということと、あと、現予算での努力という部分で、今回こういうふうな形で不用額の減額というのが、それなりに各科目で出てきたのかなというのが現状でございます。

それともう1点、29年度の決算見込みでございます。数字につきましては、先般の全員協議会でお示しをさせていただきましたように、今年度末の見込みというところでございますが、1億4,400万程度の実質収支黒字かなというふうに見込んでおります。この収支見込みにつきましては、今回の補正も含めて加味した上での収支ということでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

わかりました。あとですね、北小の空調設備・エアコンの問題で、さっき午前中も質問あったんですが、もともと新年度に工事、実際は工事も新年度にやるんですが、今回、補正対応というのは、当然、国の補助金がつくということで上げていると思うんですが、今回それにかかわって何か国のほうから、国の補正というのはあまり今年聞いていないんですけれどもね。今年度29年度補正で「地方に対してどうのこうの」というのはあまりニュースで見えていなかったもんですから、これは何かそうなった理由というのはあるのでしょうか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

今回、北小学校のエアコン設置の部分につきまして、設置工事費、また即設計費ということで計上させていただいております。この部分につきましては、今、おっしゃいましたように、国の補正債、いわゆる補正予算というものがあがりまして、その対象事業といたしまして、学校施設の整備事業というものがございました。その部分で補正予算に手を挙げることによりまして、補助金と、あとは、充当する起債の充当率並びに交付税の算入等が、補正予算の補正債の場合の起債のほうが、より財政的にも有利であろうという判断で今回、補正を上げさせていただいたようなところでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

この今の北小のエアコンの分の起債については、算入はあるんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

御質問にお答えいたします。

交付税算入はございます。はい。

充当率がですね、一応、補助裏という部分で充当率100%の起債で、交付税算入が一応、今年度50%ということで、補正債の場合はそういうふうなスキームとなっております。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

あとは、今回の補正で、国保会計の繰出金5,707万7,000円。説明は、国保税の減収分の補填という説明でしたか。どう書いていましたかね。「保険基盤安定分にかかる」ということになっているね。これね、5,700万、ほんで、当初予算を合わせると1億3,000万になるんですね。何でそうなるのか。あと国保会計のところでも出てきますから、そこで聞いてもよかったです。私はどっちかという、一般会計でこんだけの金がね、支出がふえる、そのことも考えていたのかどうか。本来なら当初予算で見込むべきではなかったのかなとは思いますが、その点、どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かにですね、税率改正をさせてもらって、応益部分ですね、均等割、平等割が大きく変わっておりますので、こういうふうになることは予測の中でございました。ただ、そこまできちっと精査ができなかったということですので、当然これは国・県の負担事業でございますので、その辺の見きわめが若干遅れていたかなと思っています。

○議長

山口君。

○7番

去年の3月議会、それから、6月議会で、国保税の増税に対して修正案を議員のほうから出されましたというか、私も含めて出しました。そのときは、保険基盤安定のやつは、この部分は指摘していなかったんですね。

あとは指摘してたのは、国保税が1.6倍も上がることで、住民税が当然、減るのではないかと。確定申告のときの控除は当然ふえますから、そうなる。それも、きょう今すぐ答えてくれとは言いませんが、そういうことも全て計算して、国保税にしる介護保険にしる、一般会計でも全部リンクする部分があるわけですよ。これ、5,700万円ふえたということは、その4分の1、町の一般財源で払っているわけですから、1,600万から700万ぐらいになる。その分が出ていくんです。だからといって国保税を上げなかったら、国保税のほうに穴が開くからというのもあるんですけども、そういうことも十分考えて政策をやっているのかなと。

でも、ここだけ見れば、そこまであまり考えてないねんなど。本来なら、去年も3月議会に上げて、12月か3月か忘れちゃったけど、上げているわけですから、当初予算で反映しようと思えば反映できたわけですよ。それをして

なかったというのは、そういうふうを受け取られても仕方がないと思うんですが、財政を組む担当課長として、その辺をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

財政担当課といたしましても、当然、今回の補正で5,700万の補正を組ませていただきました。議員がお述べのように、4分の1は市町村費の負担ということでございますので、約1,400万、1,500万の費用というのが一般財源で拠出をするわけでございます。当然、基盤安定化の部分でございますので、税率が上がれば保険料がふえる、保険料がふえれば、この対象となるべき部分というのが大きくなっていくわけやというふうなことやというふうな理解は、まずしておったところでございますが、正直申し上げまして、税率等の中身も含めて、予算編成のときに、そこまでちょっと頭が回らなかったというのも事実でございます。

当然、賦課のことでございますので、「実際に保険税を動かして、どれだけの税額か」というのもなかなか見込んで見切れなかったところも、これは担当課ではなしに財政課という部分でございますが、あったのかなというようには、まず反省というか、理解はしておるところでございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第10号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成29年度平群町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第19 議案第11号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

さっき一般会計の補正予算のところちょっと聞いた、その保険基盤安定繰入金ということなんですけどもね。その前に、この説明に文句は言いたくないけども、末尾の説明でね、2行目の「一般会計繰入金で、保険税の税込見込みに伴い、繰入金の増額を行います」。これはちょっと違うんじゃないかと。普通であれば、「一般会計繰入金で、保険税の減税額の大幅な増額に伴い、繰越金を入れます」というのが正しい日本語ではないかと思うんですよ。

だって、「減収を補填して」、これだけ読んだら、「じゃあ、国保税の予定より減収になったら全部、一般会計より補填するんですか」というふうにも取れないので、ここは別に議案じゃないからですからいいですけども、もうちょっとその辺は正確にさせていただきたいということは指摘しておきます。

それで質問ですけれども、要するに、さっきも言ったように、1.6倍の増税で、7割・5割・2割の減免を受ける人の減免率が当然大きくなるわね。今まで、例えば、10万円が2割減免で2万円だけ減免してたのが、それが20万円になったら4万円の減免になるわけやから、ということですよ。

もう一つは、人数がふえているのかどうかということもありますけども。ただ、減免される所得額というのは基本的に変わってませんから、一部金額がちょっと上がって、減免される対象が上がってるというのは、去年の初めかおとしの初めに2年連続で変更がありましたから、それもあるかわかりませんが、その人数的には当初予算に比べて、今の段階で変わっているのかどうか、その

点どうでしょう。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

軽減対象の人数でございますけども、予算に比べて24人のマイナスでございます。

○議長

山口君。

○7番

減っているにもかかわらずということ。対象者の人数が非常に多くなってきているというのもあるのかわかりませんが、これだけふえるというのは、やっぱり、相当、生活も大変になってきているのかなというふうにも思います。

それから、もう1点聞きたいのは、1月の国保の運営協議会で、今年度の国保会計の収支については、単年度実質収支で約1億円の黒字。その前に1億1,440万累積というか、赤字があったんで、実質収支はそれを引いた額で、1,450万ぐらいという報告でした。今回、補正もされているし、それから、1カ月ちょっとたっていますんで、今の時点で今年度の国保会計の単年度収支、実質収支でもいいですけども、どのように見込んでおられますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、先月の国民健康保険運営協議会の中でですね、御説明させていただいたとおりですね、この基盤安定の分については反映済みでございます。それと、国からの療給負担金、32%定率国庫負担の分も、それも積算済みでございます。ごめんなさい。定率国庫負担の分ですね。療給負担金の32%定率国庫負担の分も、そのまま今、県へ出している数字をそのまま入れさせてもらっています。

ただ、毎年なんですけども、財政調整交付金が全くわからない状況でございますので、あのときも法定どおり9%の数字を入れさせてもらっているんで、それについてまだ未確定のところが多くございます。その中で、あれから医療費の伸びとかも見てるんですけど、ほとんど影響がないということですので、2月の運協の決算見込みと、今の時点ですけども、あんまり乖離がないかなというふうに思っています。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 4 番

人件費の調整が、これも含めて、特会にないんですけども、そういうものの調整はもうないということなのか、既にやっているということなのか、6月補正にやられる予定なのか、その辺をちょっとお教えいただけませんかでしょうか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

国民健康保険の特別会計につきましてはですね、今のところ、あまり乖離がございませんので、補正のほうはさせてもらっておりません。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより、議案第11号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第20 議案第12号 平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第12号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第21 議案第13号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第13号 提案理由説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第13号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第22 同意第1号 副町長の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第1号

副町長の選任に同意を求めることについて

平群町副町長 中島伊三郎は、平成30年3月31日に辞職することから、新たに下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目3番43号

氏 名 西 脇 洋 貴

生年月日 昭和32年2月22日

以上でございます。

○議 長

提出者の提案利用の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

現職の中島副町長が3月31日で辞職することから、平成28年度に本町職員を定年退職し、現在、本町の再任用職員として御活躍いただいております、西脇洋貴さんを副町長として選任したいと考えております。

副町長は、山積する行政課題を強力に推進し、財政健全化を図るための町長の補佐役であります。西脇さんは、昭和54年に平群町職員として採用され、平成19年度からは課長級として、監査委員事務局長、議会事務局長、税務課長を歴任されました。本町の生え抜きの職員で行政経験も豊富であり、副町長として適任であると考えております。議員の皆様のご同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

まず、副町長、長い間、御苦労様でございました。この経験が、県庁に帰れるのであれば活かされるかどうか、私はそんなことは申し上げませんが、選について、私は何も、異議を申すつもりはございませんが、今、平群町は非常に財政が逼迫しております。今、町長のお話からありましてもですね、一時期、平群町は、副町長の不在のまま執行されたこともございます。

このことも踏まえてですね、今後の職員の、こういうことによって人件費をカットするとかですね、今、監査委員事務局局長は兼務でございしますが、ある意味、町長がシャカリキになってやることも一つの方法じゃないか、ということの意見を申し上げておきます。

今、非常に、民間でも兼務のところは、会長兼社長というのもございます。それは経営状況が非常に厳しい状況のところもございますしですね、いろいろ諸般の事情があろうかと思いますが、今、私は、そういうことも一つの選択肢じゃないかというふうに思います。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第1号について採決を行います。

本案について原案どおり、副町長の選任に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任に同意を求めることについては、原案どおり、選任に同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第23 同意第2号 教育長の任命に同意を求めることについて
を議題といたします。

町長から提案された岡弘明君は、自己の一身上に関する事項でありますので、退席をお願いをいたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第2号

教育長の任命に同意を求めることについて

平群町教育長 岡弘明は、平成30年5月10日に任期満了することから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本742番地の20

氏 名 岡 弘 明

生年月日 昭和26年10月27日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

教育長は、当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し執権を有する者のうちから議会の同意を得て任命するとなっております。

岡弘明氏は現在、平成27年5月より御活躍いただいておりますが、本年5月10日で3年の任期が満了いたします。引き続き、平群町のため御活躍いただきたいと考え、提案させていただきます。

岡氏は教育長の任命以前にも、平群町内の各小学校で教諭・教頭・校長としての経験、さらには、平群町教育委員会において指導主事としての実績があり、本町の教育行政のトップとして適任であると考えております。御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第2号について採決を行います。

本案については原案どおり、同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり同意することに決定いたしました。

岡弘明君の入場を認めます。

○教育長

それでは、失礼します。ただいま同意いただきまして、ありがとうございます。改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。引き続きまして、幼児教育、学校教育、そして、社会教育の発展に力を尽くしてまいりたい、このように思っておりますので、皆様の御指導・御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長

続きまして

日程第24 同意第3号 監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第3号

監査委員の選任に同意を求めることについて

監査委員 近藤恭子は、平成30年3月31日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 大阪府東大阪市稲田上町2丁目2番48号603

氏 名 近 藤 恭 子

生年月日 昭和51年6月16日

以上でございます。

○議長

提出者の説明を求めます。町長。

○町長

提案理由の説明をさせていただきます。

監査委員の職務は、地方自治法に定められておりますが、常に法令等に適切に対応することが求められます。現在、監査委員として御活躍いただいております近藤恭子氏は、現在平成26年4月より御活躍いただいております。今月

末に4年間の任期の満了がまいります、引き続き、平群町のため御活躍いただきたいと考え、提案させていただきます。

近藤氏は現在、親和法律事務所に勤務され御活躍中でありまして、法律の趣旨を御理解して適切に監査いただけるものであると確信しており、監査委員として適任であると考えております。御同意いただきますよう、よろしく願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第3号について採決を行います。
本案については、原案のとおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第25 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 大西 晃は、平成30年3月19日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 大阪府大阪府中央区農人橋1丁目1番29-2702

氏 名 大 西 晃

生年月日 昭和19年3月13日

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案の理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、皆様御承知のように、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置された、大変重要な機関であります。

現在、委員として御活躍いただいております大西 晃氏は、平成15年3月より御活躍いただいております。今月に3年間の任期の満了がまいります、引き続き、平群町のため御活躍いただきたいと考え、提案させていただきます。

大西氏は、生駒市で大西晃税理士事務所を開設されております。このほか、近畿税理士会奈良県支部連合会会長、また、奈良納税協会相談役等を歴任されており、委員として最適であると考えます。御同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案について、原案どおり、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては、原案どおり、選任に同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第26 同意第5号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議題の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第5号

固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価員 中島伊三郎は、平成30年3月31日に辞職することから、新たに下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目3番43号

氏 名 西 脇 洋 貴

生年月日 昭和32年2月22日

以上でございます。

○議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価員は、地方税法第404条に、「町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定を補助するために、固定資産評価員を設置する」となっています。現職の中島伊三郎氏は、平成30年3月31日で辞職することから、後任として西脇洋貴氏を固定資産評価員として提案させていただきます。

皆様御承知のように、西脇氏は町職員として、また、在職中は税務課長として御活躍されておりました。特に税務行政について精通していただいております。固定資産を適正に評価していただけることに加え、価格の決定に適切に補助をいただけるものと確信しております。議員の皆様の御同意をいただきますよう、お願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第5号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第5号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める

ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年3月2日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字下垣内108番地の8

氏 名 森 田 アイ子

生年月日 昭和27年2月24日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

○町長

提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員の職務は、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。森田アイ子氏は現在、人権擁護委員として平成27年7月より御活躍いただいております。今年6月に3年間の任期の満了がまいります、引き続き、平群町のため御活用いただきたいと考え、提案させていただきます。

森田アイ子氏は、長らく本町役場職員として御尽力いただき、平成24年3月に定年退職されました。この間の勤務態度、また、3年間の人権擁護委員としての実績から適任であると考えます。法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任であると答申することに決定いたしました。

午後2時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休憩(午後2時28分)

再開(午後2時45分)

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第28 議案第14号 平成30年度平群町一般会計予算について

日程第29 議案第15号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第30 議案第16号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第31 議案第17号 平成30年度平群町水道事業会計予算について

日程第32 議案第18号 平成30年度平群町下水道事業会計予算について

日程第33 議案第19号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第34 議案第20号 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第35 議案第21号 平成30年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第36 議案第22号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第37 議案第23号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

以上10件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

初めに、町長から、平成30年度予算の説明を求めます。町長。

○町長

それでは、平成30年度一般会計及び特別会計・事業会計予算案の提案理由の説明をさせていただきます。

本日平成30年3月、第1回平群町議会に、平成30年度平群町一般会計及び特別会計・事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成30年度予算編成における国の基本方針では、現下の日本経済は、名目・実質ともにGDPは増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあるとしています。このようなことから、今後においても、名目GDP600兆円経済の実現、希望出生率1.8、介護離職者ゼロといった、新・三本の矢を引き続いて推進することにより、これまでの取り組みにより生じた経済の好循環を、今なお十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、国民に広く享受させる、成長と分配の好循環をつくり上げていくとしています。

また、国は財政健全化についても、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、600兆円経済の実現とともに、引き続き財政健全化の目標達成を目指すものとし、経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度である平成30年度においても手綱を緩めることなく、経済・財政再生計画における取り組みを的確に予算に反映することとしています。

その中で、地方財政対策に関しては、地方が子ども・子育て支援や、地方創成、公共施設等の適正管理に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方一般財源は昨年度と同水準の措置がされています。特に、公共施設等の適正管理対策として、老朽化対策を初めとした施設の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費を昨年度から250億円増額した総額4,800億円が措置された状況であります。

こうした国の方針や、地方財政対策を踏まえつつ、本町の平成30年度の予算編成については国の取り組みに歩調を合わせ、特に、地方創生施策の展開や、誰もが生き生きと健やかに暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを基本方針に、平群町第5次総合計画や「平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた各施策についても、可能な限り予算配分を行ったところであります。

特に、将来に向けた魅力あるまちづくりへの投資として、平群駅前への（仮

称)平群町文化センター・図書館整備にかかる建設費を予算計上しております。この事業は、これまで都市機能の充実に向け取り組んできた、平群駅西特定土地区画整理事業との相乗効果により、魅力ある公共空間の整備を図ることで、町全体の活力とにぎわいを創出するものであります。

しかし、一方では少子高齢化・人口減少が進展する本町において、コミュニティ機能の希薄化が危惧されることから、公共施設の老朽化対策とあわせて、住民活動のさらなる支援強化策が必要であり、このまちづくりの活動拠点となる施設整備に取り組むものであります。

厳しい財政状況が続くことから、次世代に引き継ぐまちづくりの各施策の展開と並行し、さらなる財政改革として、平成29年度に策定した第2次財政健全化計画に掲げた取り組みを着実に推進することで、健全財政の堅持に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した平成30年度一般会計予算の規模は85億1,000万円であり、前年度予算から17億7,000万円の増額となっています。また、特別会計・事業会計の合計は47億3,865万2,000円となっており、前年度から7億1,990万6,000円の減額となっています。

以下、一般会計から順次、予算計上している事務事業について、その概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、退職者が発生する中ではありますが、平成29年度に策定しました、平群町第2次財政健全化計画に基づき、職員の新規採用は行っておりません。

人材育成につきましては、待遇研修等の実施を初め、職員として最低限必要な知識・能力を身につけるため、町主催の職員研修を継続実施するとともに、あいさつ運動の継続実施もあわせて行います。そのほか、アカデミー研修、JIAM研修及び奈良県市町村研修センター主催の研修にも積極的に職員を派遣します。また、人事考課制度については、引き続き実施することで、職員全体には、みずからの行動に対する気づきを与え、管理職には、目標管理により組織経営管理を向上させることで、職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、広報紙やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法であり、フェイスブックを初めとしたSNSを活用し、積極的に町内外に行政情報を発信しています。引き続き、住民の皆様へ速やかに的確な情報を発信すべく、より一層の充実を図ってまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えす

るため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理につきましては、引き続き、適正な維持管理に努めてまいります。また、遊休財産については、可能な限り事業化に努める一方、普通財産の民間売却等も積極的に行い、財政負担を少しでも軽減すると同時に、民間活力の導入につなげてまいります。

公共施設等の建築物の管理につきましては、維持管理に必要な所要額を計上しております。また、老朽化した公共施設等の計画的なマネジメントについては、新地方公会計制度に基づく財務諸表や固定資産台帳を活用し、公共施設等総合管理計画の実施を目指してまいります。

防犯対策事業につきましては、町管理防犯灯の新設・維持管理や、自治会管理防犯灯の新規設置、電気使用料に対し、補助を行います。また、防犯カメラを設置する団体に対し補助を行い、犯罪者を生み出さない・寄せつけない防犯環境の構築による明るいまちづくりに向け、取り組みを進めてまいります。

防災対策につきましては、20年以上は経過し、老朽化が進んでいるアナログ方式の町防災行政無線を、デジタル方式の新機種へと再整備を行います。また、防災備蓄品を町内12カ所で分散備蓄するとともに、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えます。

電子自治体の推進につきましては、奈良県情報セキュリティクラウドに参加し、巧妙化する新たな情報セキュリティへの脅威から住民情報を守ることができるよう、システムを運用してまいります。

住民戸籍事務につきましては、全国にある約5万店舗のコンビニエンスストアにおいて、住民情報や印鑑登録情報、税務情報の証明書が発行できるシステムを導入することにより、住民サービスの向上を図ります。また、個人番号カードの発行や、戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

高齢福祉施策につきましては、高齢者が心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進を図ります。あわせて、生活支援サービスや介護予防事業の実施に努めます。また、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進します。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らすことのできるまちを目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めます。

児童福祉の施策につきましては、幼児教育・保育の重要性認識のもと、はな

さとこども園とゆめさとこども園の運営を通じ、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育を引き続き実践します。就学児においては、各小学校において学童保育を円滑に運営し、子どもの健全な育成を図り、保護者の就労支援と子育て支援を推進します。子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と周知を図り、次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給します。子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても、引き続き取り組んでまいります。

福祉医療事業につきましては、高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進します。

健康づくりの推進につきましては、「第2次健康へぐり21計画」に基づき、全ての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病の予防や介護予防等、各世代を対象とした保健予防、検（健）診、相談、指導について積極的に取り組んでまいります。また、プリズムへぐり20周年のイベントを住民協働で行います。特に、胃がん検診は、胃X線検査の実施に加え、平成30年度より、胃内視鏡検査を実施します。

子育て支援策につきましては、一般不妊治療に対する助成事業に加え、平成30年度より不育治療の助成を行います。また、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図ります。特に、切れ目のない子育て支援を行うため、平群町子育て世代包括支援センターの早期整備を行います。妊娠届が出たときから、相談や訪問等を繰り返し行うことで、出産・育児不安の軽減に努めてまいります。平成28年度に策定した「へぐりのびのび子育てプラン」の第3期計画に基づき、住民協働により、さまざまな支援を行います。

疾病予防事業につきましては、接種体制が目まぐるしく変動する予防接種事業において、安心・安全に接種できるよう、対象者には十分な啓発を行うとともに、医療機関等とは綿密に連携して、事業の実施体制を整えます。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、平成30年度も7月の「差別をなくす強調月間」に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や、児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えます。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する、「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、平成30年度も研修会や講演会の開催を予定しています。

また、平成26年度に開始した、平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や、不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を、引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にした「ふれあい収集」や、生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収への助成も引き続き行い、可燃ごみ有料指定袋制により、さらなる減量化に向けた取り組みを進めます。

そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や、合併浄化槽設置にかかる補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運転業務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ります。また、仮置き焼却灰の撤去処理を進めます。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、施設運営に要する予算を計上し、本年度より斎場予約システム導入のための費用を計上しています。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設の相互利用により、効率的な処理に努めます。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための、農業次世代人材投資事業（旧新規就農者支援事業）、農作物の被害軽減のため有害鳥獣駆除事業、一団の農地における営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業及びナラ枯れ対策事業を、引き続き実施します。

国土調査事業につきましては、槻原の一部地区において、2年間計画で地籍調査事業に着手し、早期の事業完了を目指します。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施します。

観光行政につきましては、平群ブランドの取り組みを強化し、まちの魅力を最大限に活用するとともに、「へぐり時代祭り」の開催などによる観光PRを図ります。また、信貴山観光案内板について、継続して大門ダムを含む信貴山全体の周遊ルートの案内板の整備を行い、観光客の利便性向上につなげます。

道路整備につきましては、町内道路の改良・維持補修費等に所要額を計上し

ています。社会資本整備総合交付金の採択を受けて、継続的に実施している橋梁点検や、主要路線の歩道整備及び舗装・補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげます。さらには、春と秋の環境愛護デーの実施や各大字・自治会への草刈り手数料を計上しています。

都市計画につきましては、町都市計画マスタープラン及び都市計画図の印刷製本費、既存木造住宅耐震診断にかかる委託料並びに耐震改修にかかる補助金を計上しています。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、平成28年度で社会資本整備総合交付金の補助年度が終了し、平成30年度末の事業完了を目標に、換地業務完結のために臨時職員賃金を計上しています。

住宅管理につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した町営住宅の外壁回収、空き住宅の内装リフォーム工事費のほか、維持管理にかかる経費を計上しています。

公園管理につきましては、中央公園・北公園の運営管理については、公益財団法人平群町地域振興センターを指定管理者とする委託料や、公園遊具の維持補修にかかる費用を計上し、公園施設の適正な運営管理に努めます。また、平成29年度から運用開始した、緑のサポーター制度にかかる事務経費を計上しています。

消防防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に係る各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、自主防災組織づくりに努めます。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の充実・強化と、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群中学校のトイレの改修工事の実施にかかる予算、南小学校への空調設備の設置に向けた実施設計費にかかる予算を計上し、学校施設の環境整備に努めます。

教育支援活動促進事業につきましては、学校地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや、官学連携による学生ボランティア受け入れを拡充し、さらには、子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を、平群小学校と平群北小学校で引き続き開催し、事業の充実を図ります。

文化・学習の振興につきましては、国庫補助事業として、椿井城跡発掘調査報告の作成を計画しています。また、従来からの施策であります生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級と題して各種教養講座を開催します。

あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図りつつ、学校図書館シ

システムとの連携強化により、子ども読書活動を推進します。あわせて、平群の観光・文化の拠点として、積極的に情報発信を行ってまいります。

(仮称)文化センター・図書館建設事業については、本年度、建設事業に着手します。この施設は、「水と緑と文化のまち平群」を将来にわたり発展させる礎となるもので、高齢者から子どもまで幅広い世代の方が集い交流するコミュニティ活動の拠点として、また、地域の知的支援の拠点として整備してまいります。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及・推進を行います。また、体育施設の運営管理については、平成30年度より4年間の指定管理者として、公益財団法人平群町地域振興センターを指定しています。ウォーターパークの維持補修を初めとし、引き続き、体育施設の適正な運営管理に努めます。

次に、各特別会計・事業会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、1,281万1,000円となっております。本事業の貸付につきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回収業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、24億8,630万円となっております。平成30年度からは、制度改正による広域化により、県が国民健康保険財政の運営を担うこととなり、この広域化に対する予算を計上しています。歳出においては、療養諸費、県国民健康保険に資するための納付金並びに病気の早期発見・重症化予防により療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業及び人間ドック等への助成などの保健事業費を計上しています。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,660万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年に供用を開始しています。平成30年度につきましては、施設管理において集落排水の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事を実施してまいります。今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて、公共用水域の水質の保全の観点から、水洗化の促進を図ります。

学校給食費特別会計につきましては、6,702万3,000円となっております。事業費では、学校給食実施にかかる給食食材費用を計上しています。

引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしく安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ります。

介護保険特別会計につきましては、17億4,789万8,000円となっ

ております。保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上しています。

地域支援事業費では、介護予防、日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に努めます。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、92万3,000円となっております。奨学金の貸し付けを行うことで、就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に、引き続き行います。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億5,457万5,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金にかかる事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金、総務費にかかる事務経費及び保険事業にかかる人間ドック等総合健診助成費用を計上しています。

続いて、水道事業会計についてであります。業務の予定量として、給水件数7,980件、年間総配水量212万8,000立方メートル、1日平均給水量5,830立方メートル、年間有収水量191万5,000立方メートルであります。主要な建設改良事業を7,769万9,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち、水道事業収益では、水道使用料、県受託工事負担金、給水工事負担金、さらに、一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億5,400万1,000円であります。これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費を初め、県水移行に伴う県受託工事費、各施設の動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費と、県水移行に伴う撤去費等を計上し、費用総額6億5,349万1,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金、一般会計からの補助金、企業債を措置し、収入総額は7,319万円であります。一方、資本的支出については、原水浄水設備、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で1億1,467万9,000円となります。水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも、安全で安定した飲料水の供給により快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、平成30年度より、地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道事業の経営基盤の強化を図ります。収益的収支では、主な収入として、下水道使用料のほか、公営企業会計規定の適用に伴い、過去の補助金、加入負担金、受贈財産評価額を収益化する、長期前受金戻入を計上し

ており、収益総額は3億1,855万7,000円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理費負担金のほか、30年度より新たに計上する減価償却費、賞与引当金繰入額を計上しており、営業外費用の主なものとしては、企業債利息を計上しており、費用総額は3億8,641万7,000円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、一般会計からの繰入金である他会計補助金、国・県補助金、企業債の総額で、3億3,404万7,000円となります。これに対する主な支出として、緑ヶ丘地域、椿井地域の菅渠整備工事、初香台地域の測量設計業務、椿台地域の長寿命化更新工事について、管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道事業町負担金など、総額で3億3,401万8,000円となっております。引き続き、生活環境の向上、河川等公共用水域の水質改善の観点から普及促進を図ってまいります。

以上、平成30年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これらの諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心掛けたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導・御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました平成30年度の予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり可決・承認賜いますよう、切にお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、3月5日、改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 3時19分)